

# 住宅の復旧に貸付事業がご利用になれます

東日本大震災に伴う貸付事業の特例及び組合員の皆さんが水震災害により

被害を受けた場合に利用できる貸付制度についてご案内します。

## 東日本大震災により住居が滅失した場合の貸付事業の特例について

### <災害貸付申込みの特例>

- ・貸付利率 年利1.22% (1.22%～2.63%の変動利率) ※特例外 利率2.22%
- ・申請により償還期間外に5年を限度に元金の弁済を猶予することができます。なお、猶予期間の利率は年利1.0%の設定となります。
- ・申込みの貸付が災害再貸付の場合、既住宅貸付または既災害貸付に係る未償還元金を一時償還する必要がなくなりました。

### <既に受けている貸付の未償還元金に係る特例>

未償還元金に係る貸付利率が下表のとおり改定されます。

貸付種類	特例利率	特例外利率
既に受けている住宅貸付に係る未償還元金	年利 1.66% (1.66%～3.36%の変動利率)	2.66%
既に受けている災害貸付に係る未償還元金	年利 1.22% (1.22%～2.63%の変動利率)	2.22%

※どちらの貸付も申請により償還期間外に5年を限度に元金の弁済を猶予することができます。  
 ※「住居が滅失」とは、住居の3分の1以上が滅失した場合で、短期給付の災害見舞金の支度対象となる場合です。災害見舞金については、4ページに掲載しています。

## 東日本大震災により住居等が一部被害を受けた場合の利用できる貸付制度

### ■貸付事由

#### <共済組合の住宅貸付を受けていない組合員の住居等が被災し、り災証明書の交付が受けられる場合>

##### 《災害新規貸付》

組合員の住宅、住宅の敷地または家財が水震火災その他の非常災害による損害を受けたときに、その復興等に要する費用を低利な利率で行う貸付です。

今回の震災で被害の多かった屋根瓦、外壁、塀の修繕も対象となります。

家財には自動車を含むため被災した自動車を買替える費用として利用することもできます。その他、家財には敷地内の車庫、門等を含みます。

#### <現在共済組合の住宅貸付を受けている組合員が被災し、短期給付の災害見舞金が適用となる場合>

##### 《災害再貸付》

現在、住宅貸付または災害新規貸付を利用している組合員が居住する住宅、住宅の敷地または家財について災害による損害を受けたときに、その復興等に要する費用を低利な利率で行う貸付です。

ただし、住宅または家財については、災害給付（災害見舞金）が適用される損害に限ります。

また、災害再貸付を受けるときは、住宅貸付及び災害貸付に係る未償還元金を完済することから、住宅資金に未償還元金分併せて申込みをすることとなります。

#### <前記に該当しない場合>

##### 《普通貸付》

住宅の軽易な補修に利用することができます。ただし工事請負金額等が250万円以下の工事に限ります。

利率は災害貸付に比べ高利となりますが償還期間は災害貸付より短いため、同額を災害貸付で利用した場合より利払を抑制することができます。

##### 《住宅貸付》

住宅の新築、増築、改築、増改築、修繕に要する費用の貸付を行います。

償還期間は災害貸付と同じですが、利率は災害貸付に比べ高利となります。

### ■貸付利率

区分	災害貸付（再貸付含みます）	住宅貸付	普通貸付
抵当権あり	2.22%	2.66%	—
抵当権なし	2.28%	2.72%	2.72%

※抵当権の設定がない貸付には、一部負担金0.06%を貸付債権の保全に要する費用の一部として借受人が負担することになります。ただし、抵当権の設定を要する貸付（400万円を超える貸付）は除きます。

### ■貸付限度額

貸付制度	限度額等
災害新規貸付	10万円単位、給料月額×下表の月数、1,800万円限度
災害再貸付	10万円単位、給料月額×下表の月数×2倍、1,900万円限度
住宅貸付	10万円単位、給料月額×下表の月数、1,800万円限度
普通貸付	1万円単位、給料月額の6月分以内、200万円限度

※災害新規貸付、災害再貸付及び住宅貸付の限度額が下表に掲げる組合員期間に応じた最低保障額に満たないときは、最低保障額が貸付限度額になります。

貸付限度額の算出			最低保障額		
組合員期間		月数	組合員期間		
1年以上	6年未満	7月	住宅貸付 災害新規貸付 保障額保障額	100万円	災害再貸付 保障額
6年以上	11年未満	15月			
11年以上	16年未満	22月	1年以上	3年未満	150万円
16年以上	20年未満	28月	3年以上	7年未満	450万円
20年以上	25年未満	43月	7年以上	12年未満	750万円
25年以上	30年未満	60月	12年以上	17年未満	950万円
30年以上		69月	17年以上		1,150万円

### ■災害貸付（新規・再貸付）の提出書類等について

- ・住宅・災害貸付申込書（両面）
- ・印鑑登録証明書
- ・借入状況等申告書（両面）（金融機関等から借入がある場合、償還額のわかる書類を添付）
- ・必要書類

貸付区分	必要書類	留意事項
災害新規貸付	1. 所轄消防署又は居住市町村長のり災証明書 2. 損害家財の明細書（家財の場合） 3. 住宅貸付に準ずる書類	共済組合から災害給付の支給を受けたときはり災証明書の提出は不要です。
災害再貸付	1. 所轄消防署又は居住市町村長のり災証明書 2. 住宅貸付に準ずる書類	

※災害貸付は、原則として被災後1年以内に申込みしてください。  
 ※400万円を超える貸付については、住宅貸付と同様に抵当権の設定が必要になります。  
 ※普通・住宅貸付の提出書類は所属所共済事務担当課にお尋ねください。

## 当組合における貸付事業の特例措置

### <災害貸付等の送金日の特例措置>

#### ○送金日

東日本大震災の影響による各種貸付については、緊急資金の必要性を考慮し現行月1回（28日）の送金を、次のとおり月2回に設定することとしました。

現 行		特 例	
申込書締切日	送金日	申込書締切日	送金日
毎月月末	翌月 28 日	毎月 15 日	当月 28 日
		毎月 28 日	翌月 12 日

#### ○対象貸付 ※東日本大震災の復旧に係るものに限り。

- ・災害新規貸付、災害再貸付、住宅貸付、普通貸付

#### ○適用期間 平成23年度の申込貸付